

葦の家福祉会だより

「みんなちがって、みんないい」

葦の家の玄関口に桜の樹があります。この樹は、毎日、私たちを元気に迎えてくれます。この便りが皆様のお手元に届く頃、もう桜前線は通り過ぎたあとになるかと思いますが、今回は桜の花びらが教えてくれたことについてお話します。

ある朝のこと、最近まで蕾のままだった桜の花びらが二分から三分咲きになっていました。

春とはいえ、肌寒い朝で枝越しに見える青空は寒々としていました。気になって、あちこちの桜を見て回りました。桜の花は樹によって咲き方が違います。花びらは下の方から咲きはじめ、次第に上の方へと向かうようです。同じ枝であっても花びらが開く時期が違う。もっとも、これは陽の当たり具合によるのかも知れませんが。

そんなことに感心しつつ、「みんなちがって、みんないい。」金子みすゞの詩の断片が私の脳裏をかすめて行きました。生きとし生けるものへの共感と温かい眼差し。それがこの詩人の魅力なのかも知れません。

さて、葦の家は新年度を迎えました。今回は、3月の理事会・評議委員会で承認を受けた平成28年度の事業計画案からいくつかご紹介致します。

法人の事業方針の中にこんな項目があがっています。就労型「えーる油山」でのアート活動。第2グループホームの開所。福祉有償運送事業の立ち上げ。福岡市福祉総合計画に基づく新基幹型センター委託応募体制準備…こんなところが目を引きます。障がい者差別解消法(合理的配慮、対応指針等)にともなう対応も当然です。

慢性的な人材不足と十分とは言えない国の報酬費、そうではあっても、私たちにどんな重い障がいのある方も受け入れ、障がい児者の福祉制度の維持、向上のため、私たちは前に進んで行かなければならない責務があります。多くの課題を抱えつつも、楽しい仲間たち、熱意あるスタッフ、地域やご家族の応援が葦の家の宝物です。笑顔絶やすことなく、この1年を乗り切って行きたいものです。どうかご声援のほどよろしく願いいたします。

社会福祉法人 葦の家福祉会
理事長 福山良弘

平成 28 年度葦の家福祉事業計画

I. 事業方針

今年度は新たな事業の確実な立ち上げと、次年度以降の中期計画遂行に備え、法人理念の再構築、人材の確保・育成、法人本部・事業所機能、資金・財務計画等の基盤整備を行います。また、29 年度以降、市、国の制度改変に備え、確実な対応を行います。支援現場では、就労、介護・ケア、障がい児、多様な障がい、児童から高齢に至る各ライフステージにおける支援力を高めます。またコミュニティソーシャルワークの視点により、高齢、子育て等の福祉分野、地域・街作りとも連携し、地域における共生社会の前進に寄与します。

1. 新規事業を着実に整備する。

- (1) 多機能型通所施設「えーる油山」を開所し、アート活動を整備する。
- (2) 第 2 グループホームを年度内に竣工、開所する。
- (3) 福祉有償運送事業を立ち上げる。
- (4) 相談支援事業の新体制移行準備を行う。
- (5) 放課後等デイサービスの開所を検討する。

2. 法人組織再編検討委員会を立ち上げ、法人の組織改編、基盤整備を行う。

- (1) 法人理念を見直し新しい理念を策定する。
- (2) 法改正に伴う理事会、評議員会を再編し年度内に新体制に移行する。
- (3) 日中活動、生活支援等の事業部制などの組織改編を検討する。
- (4) 職員層単位の育成プログラムを確立し、中期人事計画を作成する。
- (5) 効果的かつ持続可能な給与体系のあり方を検証する。
- (6) 積立金等の資金計画の再編成を行う。

3. 子育て、介護等支援、労働衛生管理等職員が永続的に働きやすい職場環境の整備を行う。

4. 障がい者差別解消法(合理的配慮、対応指針等)に伴う対応を行う。

- ・ 国の福祉事業者向けガイドラインを法人内に周知する。
- ・ 当事者団体等と連携し、福岡市に障がい者差別禁止条例を制定する運動に参画する。

5. 障がい、高齢、子育て、防災等をキーワードに地域ネットワーク作りに寄与する。

6. 他団体と連携し、障がい児者福祉制度の維持、向上、ニーズに即した社会資源の開拓について運動を行う。

7. 月次の予算管理及び財務指標をもとに財務規律の維持に努める。

8. 法人本部の行うべき機能を明確化し、法人全体にまたがる予算・人事労務・規程・稟議・情報等の管理、集約、調整を確実にを行う。

9. 福岡市と連携し、福祉避難所機能を整備する。



II. 実施事業

1. 障がい福祉サービス事業

生活介護葦の家、短期入所(葦の家・桧原事業所・リード)
 多機能型事業(生活介護、就労継続支援B型)えーる油山
 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護(ヘルパーステーションほっとほっと)
 指定特定相談支援(福岡市城南区知的障がい者相談支援センター)
 共同生活援助すてっぷ、共同生活援助第2グループホーム(仮称)
 重度障がい者等包括支援事業リード

2. 地域生活支援事業

移動支援、生活サポート(ヘルパーステーションほっとほっと)
 日中一時支援(葦の家・リード);福岡市,宇美町,志免町,筑紫野市,那珂川町委託

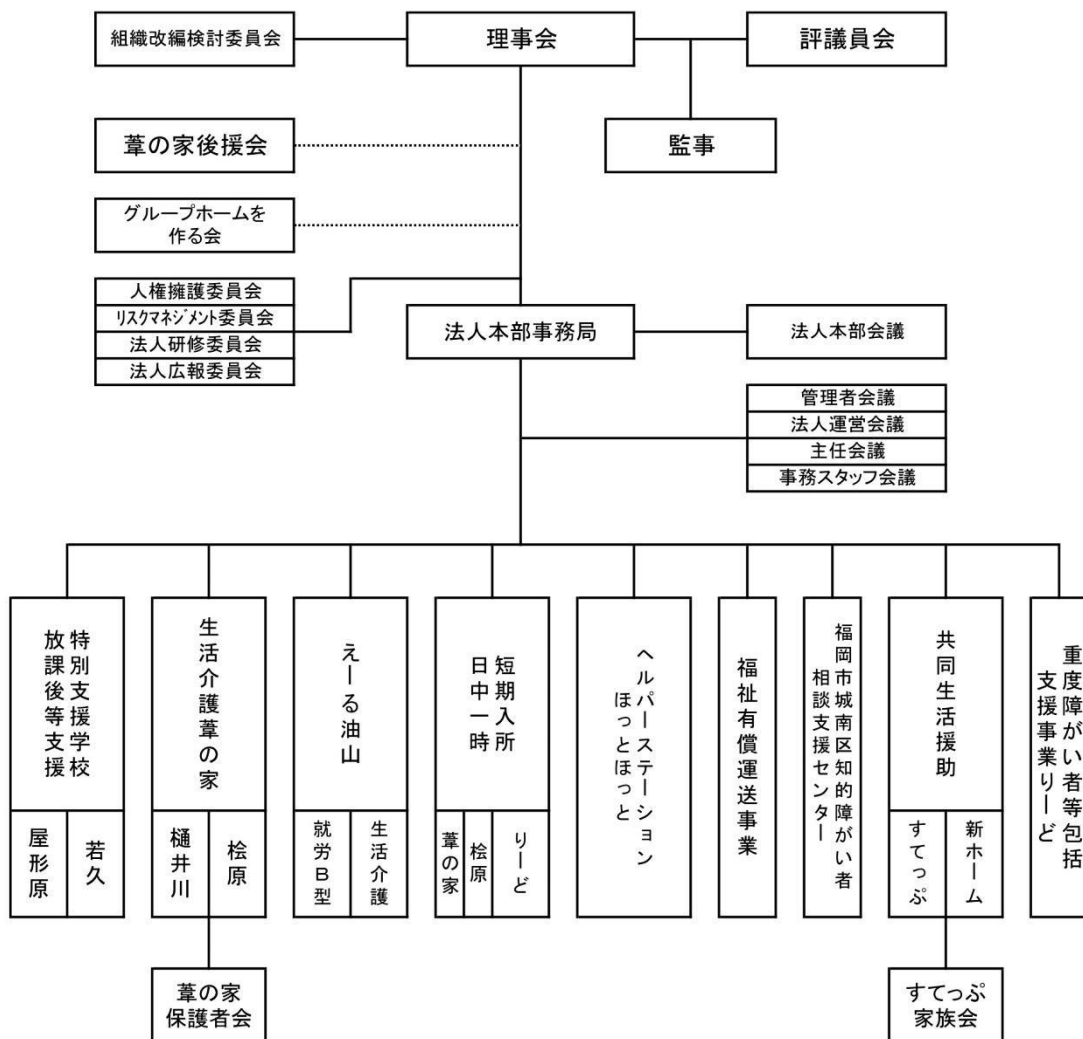
3. 委託事業

福岡市城南区知的障がい者相談支援センター／福岡市
 福岡市立屋形原特別支援学校放課後等支援事業(公益事業)／福岡市
 福岡市立若久特別支援学校放課後等支援事業(公益事業)／福岡市

4. その他

福祉有償運送事業(公益事業／予定)

III. 事業組織図



多機能型障がい福祉サービス事業所「えーる油山」が開所!



「えーる油山」は、知的な発達に課題を持った仲間たちが通所する施設として、平成28年4月1日(金)に開所をいたしました。葦の家福祉会第3次中期5ヶ年計画(2015年度～2019年度)に基づき、福岡市民の財産ともいえる油山を背に多機能型障がい福祉サービス事業所<生活介護事業(定員20名)・就労継続支援B型事業(定員10名)>として開所いたしました。開所式には、地域の皆様方を含め、70

名を超える方々のご臨席を賜り感謝申し上げます。

さて、施設の事業に関しましては、通所する仲間のQOL向上(生活づくり)をめざした日常的な仕事づくりとして、創作活動(絵画、フェルト加工等)や農作業(農作物、特に野菜作りのために、市有地の借地を目指して取り組みを拡げたい)環境を整えて事業推進して参ります。

今後は、授産品の新商品開発とバザー出店先の拡大等による販売強化を行ない、仲間の工賃アップに取り組みたいと考えております。また、地域との連携による仕事づくり(授産品及び農作物づくりと販売力を身に付けること)と地域行事への積極的参加を促し、地域密着型の施設づくりをめざします。以下に、「えーる油山」がめざす姿を示し、実現に向けて事業を推進して参ります。どうか、ご支援して下さる皆様方のご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

1. 障がい者が地域の中でふつうの暮らしをするために「地域で働く環境づくり」への働きかけと家族支援を行なう事業所づくりをめざします。
2. 青年期から高齢期までのライフステージを通した障がい者の活動の場の提供と施設づくり(財務の安定化)をめざします。特にアート活動と農作業のコラボレーションをめざした工賃保障活動を行ないます。
3. 地域に開かれた施設づくりをめざして、施設開放(コミュニティ作り)に取り組み、時代のニーズに応じた地域福祉づくりをめざします。

<キーワード>

働く環境づくり

地域福祉

家族支援

財務の安定



葦の家福祉会第3次中期5ヶ年計画におけるテーマは、～みんなで暮らせる!地域をつくる～であり、障がいがあっても「地域で普通の暮らしを」めざして事業を推進する所存です。

福岡市城南区東油山1丁目6-39
多機能型障がい福祉サービス事業所「えーる油山」
管理者 小関正利

平成 27 年度 社会福祉法人葦の家福祉会 実践発表会

平成 27 年度葦の家福祉会法人実践発表会を2月14日(日)に開催しました。

葦の家の職員をはじめ、法人役員、利用者・ご家族、後援会員、行政や地域の方々などに案内をし、81名の参加者を頂きました。

今回は、各事業所の実践発表に加え、法人総括討論では『必要とされる福祉ニーズに基づいたサービス提供の今後』について、福岡市社会福祉協議会の藤田博久氏、福岡市発達教育センターの諏訪原桂子氏、



シテイクア神松寺の赤司圭子氏にご参加いただき、障がいのある方々のライフステージにおける課題とその解決に向けた実践と取組みについて、シンポジウムを行いました。改めて、障がいのある方が当たり前で生活していくために葦の家福祉会が地域の一員として歩むべき方向を考える機会になりました。これからも実践を深め、発信できる法人でありたいと思います。

最優秀賞として、城南区知的障がい者相談支援センターの取り組みが表彰されました。以下に概要を掲載します。

『触法障がい者支援の取り組み報告～地域生活定着支援センターと連携した支援の効果と今後の課題～』

福岡市から委託を受け、市町村障がい者相談支援事業を行っています。当センターで数年にわたって支援を行った事例を紹介します。

Aさんは中等度知的障がい、20代男性、無職、収入なし、家族は関わりを拒否。主な犯歴は詐欺で刑務所に2回入所されました。

Aさんは、ネットで知り合った人物と交流が始まり、「バイト代数千円あげるから」という誘いで、誰にも相談せずに即行動し、携帯電話の違法転売に加担し、逮捕されました。Aさんの依頼により、当センターでは刑務所に入る前の支援と刑務所を出所した後の支援を行いました。司法・福祉・医療などの様々な関係機関と連携し、出所後に切れ目のない福祉的な支援につなげたことで再犯防止につなげることができ、24時間体制で生活面の訓練を受け、Aさんの生活力が高まり、精神科の服薬治療を開始したことでAさんの衝動性や行動面の改善が見られたことが効果として見えてきました。

一方、障がい特性上、本人の努力だけでは再犯防止が難しい場合には生活環境が重要であるが、支援可能な社会資源が少ないという課題に直面しました。帰る場所がない、孤独と貧困、地域社会の無理解など社会的背景の課題が大きく、その壁を個人だけで乗り越えることの困難さを痛感しました。

遅々として地域社会の理解が広まらない事案は罪を犯した障がい者への支援でした。今後も本事例のような方々への支援に対する地域社会の理解を求め、積極的に活動していきたいと思っています。

福岡市城南区知的障がい者相談支援センター
主任コーディネーター 田中一弥

福岡市、国の障がい福祉施策の動向

今年度は本法人が推進している中期5ヵ年事業計画の2年目に入りますが、福岡市、国の施策の今後の方向性を展望します。

《福岡市保健福祉総合計画》

3月に福岡市の次期5ヶ年にわたる計画の原案が発表されました。そのうち障がい分野においては、高齢障がい者や「親なき後」の地域生活における総合的な支援策がうたわれています。具体的な施策として、重度者の地域生活支援、地域のグループホームや単身生活者のバックアップ、移動支援の拡充、権利擁護や意思決定支援、差別の解消など、いずれも本法人としても要望してきました。今後、具体化に向け本法人として汗をかきながら引き続き働きかけを行っていきます。

《国の制度》

国においても、下記の3つの制度の動きが4月1日にスタートしています。

(1) 障害者差別解消法の施行

障がいを理由にした一般市民と異なる不当な取り扱いや過重ではない範囲での合理的配慮をしないことが「障がい者に対する差別」として禁止されます。福祉事業者向けの国のガイドラインで、差別の定義や各障がい特性に応じた合理的配慮の事例が示されており、現場への周知が求められています。社会モデルによる新しい障がい観による支援の学習も必要です。

(2) 障害者総合支援法の一部改正法案の国会提出

アパートなどでの一人暮らしへの移行を支える「自立生活援助」や重度訪問介護の入院時の利用、障がい児支援の拡充、高齢障がい者の介護保険利用の促進などが盛り込まれ、平成30年施行が予定されています。この改正は、平成25年に施行された障害者総合支援法の3年後の見直しによるものですが、支援の必要な中軽度の方のグループホームの利用が難しくなったり、介護保険移行により必要なサービスが受けられなくなるなどの心配があり今後の動きが注視されます。

(3) 社会福祉法の一部を改正する法律の施行

社会福祉法人制度改革と福祉人材の確保の促進を目的とし、ガバナンスや財務規律の強化、従事者の資格要件の弾力的運用や福祉施設職員の退職共済制度公費助成の打ち切りなどが打ち出されています。審議会では、民間シンクタンクが任意で作成したデータにより社会福祉法人がもうけ過ぎていて、処遇改善や新たな事業に使うべきであるという提言となりました。しかし厚生労働省は、もうけとされる内部留保の基準さえ出せず根拠のないデータに基づく法案となっています。この4月から多くの社会福祉法人の障がい者施設が新規の入職者に対する退職金を大幅にカットし、40年勤務で200万円台という試算もあります。厚生労働省等の調査では、60歳定年時の退職金の平均は、大卒2156万円、高卒1965万円、従業員数50～99人の中小企業で、大卒1497万円、高卒1338万円となっています。一般企業の3分の2の賃金で40年間真面目に勤め上げた職員に1000万円の退職金すら保障できない。そして、このような施策を打ち出す人達の多くが平均以上の退職金を受け取るであろうということに憤りを覚えます。

法人本部長 友廣道雄

編集・発行 社会福祉法人 葦の家福祉会

〒814-0153 福岡市城南区樋井川4丁目1-17

<法人本部> Tel 092(873)7481 Fax 092(834)3362

H.P. <http://www.ashi.sakura.ne.jp>